

松江市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(松江市事務分掌規則の一部改正)

第1条 松江市事務分掌規則(平成17年松江市規則第287号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(本庁組織)	(本庁組織)
第3条 部に次の課(_____ものづくり産業支援センター及び松江歴史館を含む。第5条表以外の部分及び同条の表 <u>政策企画課の部政策係の項</u> 第2号、第6条、第7条並びに第10条において同じ。)、室及び係(地域保健グループを含む。以下同じ。)を置く。 政策部	第3条 部に次の課(<u>市長公室</u> 、ものづくり産業支援センター及び松江歴史館を含む。第5条表以外の部分及び同条の表 <u>市長公室の部</u> _____第2号、第6条、第7条並びに第10条において同じ。)、室及び係(地域保健グループを含む。以下同じ。)を置く。 政策部
政策企画課 政策係 <u>SDGs・公民連携係</u>	政策企画課 政策係 <u>SDGs 推進係</u>
地域政策課 略	地域政策課 略
秘書課 秘書係	秘書課 秘書係
<u>市長公室</u>	
広報課～デジタル戦略課 略	広報課～デジタル戦略課 略
総務部	総務部
総務課～人事課 略	総務課～人事課 略
組織戦略課 行政改革係	組織戦略課 行政改革係
<u>ガス事業承継室</u>	
財政部	財政部
財政課～資産経営課 略	財政課～資産経営課 略
新庁舎整備課 <u>整備推進係</u>	新庁舎整備課 <u>整備係</u> <u>推進係</u>
公共建築課～税務管理課 略	公共建築課～税務管理課 略
市民税課 市民税第一係 市民税第二係	市民税課 市民税第一係 市民税第二係

市民税第三係 諸税係

固定資産税課 略

防災部～産業經濟部 略

観光部

観光振興課 観光係 観光戦略係

「八雲とセツが出会ったまち」ブランド

戦略室

国際観光課～観光施設課 略

文化スポーツ部

文化振興課～文化財課 略

史料・埋蔵文化財課 調査企画係 発掘
調査係 文書館準備係

国宝松江城課 国宝松江城係

松江歴史館 略

スポーツ振興課 振興係 国スポ・全ス
ポ準備係

スポーツ施設課 略

市民部

市民生活相談課 略

人権男女共同参画課 人権総務係

人権教育・啓発係 男女共同参画係

市民課 略

健康福祉部～こども子育て部 略

環境エネルギー部

環境エネルギー課～リサイクル都市推進
課 略

環境施設課 施設管理係 施設保全係

施設整備推進室 施設整備係

まちづくり部

都市政策課 略

諸税係

固定資産税課 略

防災部～産業經濟部 略

観光部

観光振興課 観光係 観光戦略係

小泉八雲・セツのドラマ応援室

国際観光課～観光施設課 略

文化スポーツ部

文化振興課～文化財課 略

埋蔵文化財調査課 調査企画係 発掘
調査係

松江城・史料調査課 松江城係 史
料調査係

松江歴史館 略

スポーツ振興課 振興係 国スポ・全ス
ポ準備係

高校総体推進室 総務係 競技係

スポーツ施設課 略

市民部

市民生活相談課 略

人権男女共同参画課 人権施策推進係

学校人権教育係 男女共同参画係

市民課 略

健康福祉部～こども子育て部 略

環境エネルギー部

環境エネルギー課～リサイクル都市推進
課 略

施設管理課 施設管理係 施設整備係

まちづくり部

都市政策課 略

交通政策課 バス交通係 コミュニティ
バス係

公共交通戦略室 公共交通戦略係

住宅政策課～建築審査課 略

都市整備部 略

- 2 前項に規定する**市長公室は秘書課に所属し、ガス事業承継室は組織戦略課に所属し、**建設工事監理室は契約検査課に所属し、企業団地整備室は定住企業立地推進課に所属し、**「八雲とセツが出会ったまち」ブランド戦略室**は観光振興課に所属し、ジオパーク推進室は文化振興課に所属し_____、総合体育館整備室はスポーツ施設課に所属し、消費・生活相談室は市民生活相談課に所属し、マイナンバーカード交付室は市民課に所属し、予防接種室は健康推進課に所属し、**施設整備推進室は環境施設課に所属し、**まちづくり推進室は都市政策課に所属し、公共交通戦略室は交通政策課に所属し、道・緑・水辺相談室は建設総務課に所属する。

3～5 略

(本庁の分掌事務)

- 第5条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。)並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。

交通政策課 バス交通係

公共交通戦略室 公共交通戦略係

住宅政策課～建築審査課 略

都市整備部 略

- 2 前項に規定する_____建設工事監理室は契約検査課に所属し、企業団地整備室は定住企業立地推進課に所属し、**小泉八雲・セツのドラマ応援室**_____は観光振興課に所属し、ジオパーク推進室は文化振興課に所属し、**高校総体推進室はスポーツ振興課に所属し、**総合体育館整備室はスポーツ施設課に所属し、消費・生活相談室は市民生活相談課に所属し、マイナンバーカード交付室は市民課に所属し、予防接種室は健康推進課に所属し_____、まちづくり推進室は都市政策課に所属し、公共交通戦略室は交通政策課に所属し、道・緑・水辺相談室は建設総務課に所属する。

3～5 略

(本庁の分掌事務)

- 第5条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。)並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。

市長公室

- (1) **重要施策の総合的な調整に関すること。**
(2) **主要施策の推進に伴う各部等(各部、課、室及び係をいう。以下同じ。)間の連絡調整に関すること。**

政策企画課

政策係

- (1) 略
- (2) 主要施策の推進に伴う各部等(各部、課、室及び係をいう。)間の連絡調整に関すること。
- (3)～(7) 略

(8)～(10) 略

(11) 課_____の庶務(予算及び決算を含む。市民税課、固定資産税課、道路課、河川課、土地対策課及び公園緑地課の部を除き、以下同じ。)に関すること。

SDGs・公民連携係

- (1)・(2) 略

(3) 公民連携推進に関すること。

地域政策課 略

秘書課

秘書係

- (1)～(3) 略

(4) 課の庶務に関すること。

市長公室

(1) 市長及び副市長の指示事項の連絡、調整及び進捗管理に関すること。

広報課～総務課 略

人事課

人事係

- (1)～(9) 略

(10) 課の庶務に関すること。

人財開発係～給与係 略

政策企画課

政策係

- (1) 略
- (2) 主要施策の推進に伴う各部等_____間の連絡調整に関すること。
- (3)～(7) 略

(8) 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団の業務運営(他の所管に属するものを除く。)の指導に関すること。

(9)～(11) 略

(12) 課及び市長公室の庶務(予算及び決算を含む。市民税課、固定資産税課、道路課、河川課、土地対策課及び公園緑地課の部を除き、以下同じ。)に関すること。

SDGs 推進係_____

- (1)・(2) 略

地域政策課 略

秘書課

秘書係

- (1)～(3) 略

広報課～総務課 略

人事課

人事係

- (1)～(9) 略

人財開発係～給与係 略

福利厚生係

(1)～(7) 略

職員健康管理係 略

組織戦略課

行政改革係

(1)～(7) 略

(8) 課の庶務に関すること。

ガス事業承継室

(1) ガス事業の清算に関すること。

財政課～資産経営課 略

新庁舎整備課

整備推進係

(1) 本庁舎の建設及び整備に関すること。

(2) 新庁舎整備に係る企画及び調整に関すること。

公共建築課～税務管理課 略

市民税課

市民税第一係～市民税第二係 略

市民税第三係

(1) 市民税等の賦課調定に関すること。

(2) 市民税等の賦課資料の収集、調査及び検査に関すること。

(3) 市民税等の納期限延長又は繰上げ及び減額又は免除に関すること。

福利厚生係

(1)～(7) 略

(8) 課の庶務に関すること。

職員健康管理係 略

組織戦略課

行政改革係

(1)～(7) 略

(8) 民間資金等活用事業推進に関すること。

財政課～資産経営課 略

新庁舎整備課

整備係

(1) 本庁舎の建設及び整備に関すること。

推進係

(1) 新庁舎整備に係る企画及び調整に関すること。

(2) 課の庶務に関すること。

公共建築課～税務管理課 略

市民税課

市民税第一係～市民税第二係 略

(4) 市民税等の賦課に係る証明に関する
こと。

(5) 国民健康保険料の賦課に係る資料の
収集に関すること。

諸税係 略

固定資産税課～農政課 略

農林基盤整備課

農林総務係

(1) 略

(2) 緊急銃猟に関すること。

(3)・(4) 略

基盤整備係～林務係 略

水産振興課 略

観光振興課

観光係～観光戦略係 略

「八雲とセツが会ったまち」ブランド戦
略室

(1) 略

国際観光課 略

観光施設課

施設係

(1)～(6) 略

(7) 略

文化振興課

文化政策係

(1)～(7) 略

(8) 公益財団法人松江市スポーツ・文化

諸税係 略

固定資産税課～農政課 略

農林基盤整備課

農林総務係

(1) 略

(2)・(3) 略

基盤整備係～林務係 略

水産振興課 略

観光振興課

観光係～観光戦略係 略

小泉八雲・セツのドラマ応援室

(1) 略

(2) 小泉八雲とセツのテレビドラマ制作
支援のための関係機関の連携に関するこ
と。

国際観光課 略

観光施設課

施設係

(1)～(6) 略

(7) 株式会社きまち湯治村の業務運営の
指導に関すること。

(8) 略

文化振興課

文化政策係

(1)～(7) 略

振興財団の業務運営(他の所管に属するものを除く。)の指導に関すること。

施設管理係 略

ジオパーク推進室～文化財課 略

史料・埋蔵文化財課

調査企画係～発掘調査係 略

文書館準備係

(1) 歴史資料の調査及び保存・利用に関すること。

(2) 公文書の評価・選別及び歴史公文書の保存・利用に関すること。

(3) 文書館の整備に関すること。

国宝松江城課

国宝松江城係

(1)～(3) 略

(4) 松江城の世界遺産登録推進に関すること。

松江歴史館 略

スポーツ振興課

振興係～国スポ・全スポ準備係 略

施設管理係 略

ジオパーク推進室～文化財課 略

埋蔵文化財調査課

調査企画係～発掘調査係 略

松江城・史料調査課

松江城係

(1)～(3) 略

史料調査係

(1) 歴史史料の調査及び保存・利用に関すること。

(2) 公文書の評価・選別及び歴史的公文書の保存・利用に関すること。

(3) 文書館の整備に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

松江歴史館 略

スポーツ振興課

振興係～国スポ・全スポ準備係 略

高校総体推進室

総務係

(1) 令和7年度全国高等学校総合体育大会の実施計画に関すること。

(2) 大会実行委員会の運営に関するこ

スポーツ施設課～市民生活相談課 略
人権男女共同参画課

人権総務係

(1) 略

(2)～(7) 略

人権教育・啓発係

- (1) 人権啓発に関すること。
- (2) 社会人権教育の推進に関すること。
- (3) 社会人権教育の指導者の育成に関すること。
- (4) 人権教育推進協議会の育成に関すること。

(5)～(9) 略

男女共同参画係 略

市民課

総務係 略

戸籍係

(1)・(2) 略

と。

競技係

- (1) 大会の競技に係る実施計画及び運営に関すること。
- (2) 大会の輸送及び警備等に関すること。

スポーツ施設課～市民生活相談課 略
人権男女共同参画課

人権施策推進係

- (1) 略
- (2) 人権啓発に関すること。
- (3) 社会人権教育の推進に関すること。
- (4) 社会人権教育の指導者の育成に関すること。
- (5) 人権教育推進協議会の育成に関すること。
- (6)～(11) 略

学校人権教育係

(1)～(5) 略

男女共同参画係 略

市民課

総務係 略

戸籍係

(1)・(2) 略

- (3) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知に関すること。

届出係～証明発行係 略
マイナンバーカード交付室～介護保険課
略
健康推進課
保健総務係

(1)～(4) 略

(5) 保健センター、鹿島保健センター及び
宍道健康センター_____
_____に関すること。

(6) 国民健康・栄養調査に関すること。

(7) 略

(8) 受動喫煙防止に関すること。

(9) 保健統計に関すること。

(10) 高齢者の保健事業と介護予防の一体
的实施に関すること。

(11) 略

保健企画係

(1) 略

(2) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
による健診及び保健指導_____
_____に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 成人及び高齢者の栄養相談及び指導
に関すること。

地域保健グループ 略

予防接種室～こども家庭支援課 略

届出係～証明発行係 略
マイナンバーカード交付室～介護保険課
略
健康推進課
保健総務係

(1) 後期高齢者の保健事業に関すること。

(2) 成人及び高齢者の栄養相談及び指導
に関すること。

(3)～(6) 略

(7) 保健センター、鹿島保健センター、
宍道健康センター及び東出雲保健相談セ
ンターに関すること。

(8) 国民栄養調査_____に関すること。

(9) 略

(10) 略

保健企画係

(1) 略

(2) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)
による健診、_____保健指導及び受動喫煙防
止に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 保健統計に関すること。

(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体
的实施に関すること。

地域保健グループ 略

予防接種室～こども家庭支援課 略

環境エネルギー課

環境政策係

(1)～(4) 略

(5) 再生可能エネルギー機器の導入支援
に関すること。

環境保全係

(1)～(3) 略

(4)～(8) 略

(9)～(12) 略

(13) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247
号)に基づく事務手続に関すること。

(14)～(16) 略

環境対策課 略

リサイクル都市推進課

清掃総務係

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

啓発美化係

(1)～(5) 略

(6) 生活環境保全推進員に関すること。

環境エネルギー課

環境政策係

(1)～(4) 略

環境保全係

(1)～(3) 略

(4) 再生可能エネルギー機器の導入支援
に関すること。

(5)～(9) 略

(10) 生活環境保全推進員に関すること。

(11)～(14) 略

(15) きれいなまちづくりの推進に関す
ること。

(16) 環境センター及びその敷地の管理
に関すること。

(17)～(19) 略

環境対策課 略

リサイクル都市推進課

清掃総務係

(1)～(6) 略

(7) 環境センターの総合案内に関するこ
と。

(8) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247
号)に基づく事務手続に関すること。

(9) 犬猫等の死体処理に関すること。

(10)・(11) 略

啓発美化係

(1)～(5) 略

(7) きれいなまちづくりの推進に関する
こと。

環境施設課

施設管理係

(1)～(5) 略

(6) 犬猫等の死体処分に関すること。

(7)・(8) 略

施設保全係

(1) 一般廃棄物処理施設の**保全**及び廃止
に関すること。

(2) 一般廃棄物処理施設の**跡地利用**に
関すること。

施設整備推進室

施設整備係

(1) 一般廃棄物処理施設の建設及び大規
模改修に関すること。

都市政策課 略

交通政策課

バス交通係

(1) 路線バス(拠点整備及び路線再編に
関することを含む。)に関すること。

(2) 公共交通等の各種助成・割引制度(他
の所管に属するものを除く。)に関
すること。

(3) 公共交通の利用促進に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

コミュニティバス係

(1) コミュニティバスの運行維持及び利

施設管理課

施設管理係

(1)～(5) 略

(6)・(7) 略

施設整備係

(1) 一般廃棄物処理施設の**建設**及び廃止
に関すること。

(2) 一般廃棄物処理施設の**大規模改修**に
関すること。

都市政策課 略

交通政策課

バス交通係

(1) コミュニティバスの運行維持及び利
用促進に関すること。

(2) 松江市地域公共交通会議に関
すること。

用促進に関すること。

(2) 松江市地域公共交通会議に関するこ
と。

公共交通戦略室

公共交通戦略係

(1) 略

(2) 略

(3) 広域交通(新幹線、飛行機及び鉄道を
いう。)に関すること。

住宅政策課～建設総務課 略

大橋川治水・国県事業推進課

事業推進係

(1) 略

(2) 課の庶務に関すること。

大橋川事業調整係 略

国県事業調整係

(1)・(2) 略

道路課～公園緑地課 略

出納室

審査第一係

(1)・(2) 略

(3) _____一時借入金に関するこ
と。

(4) 略

審査第二係 略

出納係

(1)～(8) 略

公共交通戦略室

公共交通戦略係

(1) 略

(2) 公共交通等の各種助成・割引制度(他
の所管に属するものを除く。)に関するこ
と。

(3) 公共交通の利用促進に関すること。

(4) 略

住宅政策課～建設総務課 略

大橋川治水・国県事業推進課

事業推進係

(1) 略

大橋川事業調整係 略

国県事業調整係

(1)・(2) 略

(3) 課の庶務に関すること。

道路課～公園緑地課 略

出納室

審査第一係

(1)・(2) 略

(3) 資金計画及び一時借入金に関するこ
と。

(4) 略

審査第二係 略

出納係

(1)～(8) 略

(9) 資金計画及び一時借入金に関するこ
と。

(職員)

第6条 部、課及び室にそれぞれの長として
部長、課長(_____ものづくり産業支
援センター長及び松江歴史館事務局長を含
む。次条及び第8条において同じ。)及び室
長を置く。

2～6 略

(職員)

第6条 部、課及び室にそれぞれの長として
部長、課長(市長公室長、ものづくり産業支
援センター長及び松江歴史館事務局長を含
む。次条及び第8条において同じ。)及び室
長を置く。

2～6 略

(松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 松江市職員の給与に関する条例施行規則(平成17年松江市規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表第3(第56条、第69条関係)				別表第3(第56条、第69条関係)			
部 局	職名	支給 区分	備考	部 局	職名	支給 区分	備考
市 長 の 事 務 部 局	略			市 長 の 事 務 部 局	略		
	本庁室長	4種	本庁室長とは、 <u>市長公室長、ガス事業承継室長</u> 、建設工事監理室長、企業団地整備室長、「八雲とセツが出会ったまち」ブランド戦略室長、ジオパーク推進室長 _____		本庁室長	4種	本庁室長とは _____
	(課に置かれた室に限る。)				(課に置かれた室に限る。)		_____, 建設工事監理室長、企業団地整備室長、 <u>小泉八雲・セツのドラマ</u>
	政策企画官				政策企画官		<u>応援室長</u>
	専門官				専門官		_____, ジオパーク推進室長、 <u>高校総体推進室</u>
	上席検査官				上席検査官		_____, 総合体育館整備室長、消費・生活相談室長
	保育指導官				保育指導官		_____, 消費・生活相談室長
所長			所長		_____, 消費・生活相談室長		
園長			園長		_____, 消費・生活相談室長		

場長 支所課長 (地域振興 課長に限 る。)	長、マイナンバーカー ド交付室長、予防接種 室長、 <u>施設整備推進室</u> <u>長</u> 、公共交通戦略室長、 道・緑・水辺相談室長 及びまちづくり推進室 長をいう。	場長 支所課長 (地域振興 課長に限 る。)	長、マイナンバーカー ド交付室長、予防接種 室長、 公共交通戦略室長、 道・緑・水辺相談室長 及びまちづくり推進室 長をいう。
	略		略
略		略	

(松江市公印規則の一部改正)

第3条 松江市公印規則(平成17年松江市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後								改正前							
別表第1(第2条関係)								別表第1(第2条関係)							
(1) 略								(1) 略							
(2) 職印								(2) 職印							
種別番号	名称	ひな型	寸法(ミリメートル)	書体	個数	使用区分	保管者	種別番号	名称	ひな型	寸法(ミリメートル)	書体	個数	使用区分	保管者
1~30 略								1~30 略							
31	島根県江市之印	14	方21	古印体	2	略	文化財課長	31	島根県江市之印	14	方21	古印体	2	略	文化財課長
								32	島根県江市之印	12	方	古印体	1	歴史史料	松江

